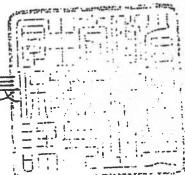




保 総 発 第 0228001 号  
平成 19 年 2 月 28 日

各 都道府県 老人保健主管部（局）長 殿  
各 指定都市

厚生労働省保険局総務課長



「老人医療の高額医療費の支給、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の取扱いについて」の一部改正について（通知）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第16号）が平成19年4月1日から施行されることに伴い、「老人医療の高額医療費の支給、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の取扱いについて」（平成18年9月29日保総発第0929001号各都道府県・指定都市老人保健主管部（局）長あて厚生労働省保険局総務課長通知）の一部を下記のとおり改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので、貴都道府県内市町村（特別区を含む。）に周知徹底を図り、その適正な取扱いを期されたい。

記

別紙の十を次のように改める。

十 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の12第11号の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の助産の実施、同法第27条第1項第3号の措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第2項の指定医療機関への委託措置若しくは同法第33条の一時保護に係る医療の給付又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第23条の2第2項第1号の医療の給付若しくは同項第2号の医療に要する費用の支給
- 2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第5項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付
- 3 昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- 4 昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給

- 5 平成元年 7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- 6 平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給
- 7 平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知「「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費の支給
- 8 平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給

○ 老人医療の高額医療費の支給、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の取扱いについて

(平成 18 年 9 月 29 日 保総発第 0929001 号)

改 正 後	現 行
<p>別紙 規則第 44 条に掲げられている公費負担医療</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 <u>国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 27 条の 12 第 11 号の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付</u></p> <p>1 <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 22 条第 1 項の助産の実施、同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第 2 項の指定医療機関への委託措置若しくは同法第 33 条の一時保護に係る医療の給付又は児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 23 条の 2 第 2 項第 1 号の医療の給付若しくは同項第 2 号の医療に要する費用の支給</u></p> <p>2 <u>身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項の障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 5 項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</u></p> <p>3 <u>昭和 48 年 4 月 17 日衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付</u></p> <p>4 <u>昭和 59 年 4 月 10 日衛発第 266 号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給</u></p> <p>5 <u>平成元年 7 月 24 日健医発第 896 号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付</u></p> <p>6 <u>平成 4 年 4 月 30 日環保業第 227 号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給</u></p> <p>7 <u>平成 15 年 6 月 6 日環保企発第 030606004</u></p>	<p>別紙 規則第 44 条に掲げられている公費負担医療</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 <u>健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 98 条第 11 号の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付</u></p> <p>1 <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 22 条第 1 項の助産の実施、同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第 2 項の指定医療機関への委託措置若しくは同法第 33 条の一時保護に係る医療の給付又は児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 23 条の 2 第 2 項第 1 号の医療の給付若しくは同項第 2 号の医療に要する費用の支給</u></p> <p>2 <u>身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 4 項の指定医療機関における医療の給付</u></p> <p>3 <u>昭和 48 年 4 月 17 日衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付</u></p> <p>4 <u>昭和 59 年 4 月 10 日衛発第 266 号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給</u></p> <p>5 <u>平成元年 7 月 24 日健医発第 896 号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付</u></p> <p>6 <u>平成 4 年 4 月 30 日環保業第 227 号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給</u></p> <p>7 <u>平成 15 年 6 月 6 日環保企発第 030606004</u></p>

	<p><u>ついて」による療養費及び研究治療費の支給</u></p> <p><u>7 平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費の支給</u></p> <p><u>8 平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給</u></p>	<p><u>号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費の支給</u></p> <p><u>8 平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給</u></p> <p><u>9 都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が行う医療に関する給付であって、前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるもの</u></p> <p><u>10 都道府県等が行う医療に関する給付であって、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条第2項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの</u></p>
--	--	---